

繊維産業技能実習事業協議会 構成員各位

縫製業における外国人技能実習制度に係る法令遵守について（要請）

令和6年7月5日

経済産業省製造産業局生活製品課長 高木 重孝

今般、外国人技能実習生を受け入れていた愛媛県の縫製事業者において、実習生の同意なく在留資格が変更され、さらに給与が一部未払いであったとして、同事業者で技能実習を行っていた元技能実習生等が記者会見を行い、大きく報道等がされております。

本年（令和6年）6月、入管法・技能実習法が改正され、外国人技能実習制度を発展的に解消した「育成就労制度」が創設されるなど、外国人技能実習に係る制度が大きく変更されることが決まりました。。

繊維産業においては、技能実習法に基づき「繊維産業技能実習事業協議会」が2018年（平成30年）に設置され、技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向け業界一丸となって取り組んできたところであり、引き続き、関係法令の遵守を徹底していく必要があります。

つきましては、貴団体傘下の外国人技能実習生を受入れている事業者において、また、サプライチェーン上において、今後、同様の事態が生じないよう、外国人技能実習制度を正しく理解するとともに、日本繊維産業連盟が策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づく自主チェックを行い、関係法令の遵守を徹底するよう要請します。

（参考：日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」ダウンロードサイト）

<https://www.jtf-net.com/download-center/>

問い合わせ先 経済産業省製造産業局生活製品課（石川）

電話：03-3501-0969